

電子保証の運用【概要】

●目的（電子保証化）

公共工事の入札及び契約のIT化推進に関し、情報の効率的な交換や事務の簡素化を目的とし、建設工事及び一部の建設工事関連業務委託における「契約保証」、「前払金保証及び中間前払金保証」について、電子化された保証証書の取り扱いを運用します。

●電子保証について

従来の保証証書（書面）に代わる電子証書を発注者が「D-Sure※」というクラウドサービスにより閲覧します。なお、従来の書面による寄託（提出）も引き続き可能です。

※運営：日本電子認証株式会社

●電子保証の対象について

保証の種類	証書の種類	保証機関
契約保証、前払金保証（中間前払金保証含む）	保証証書（契約保証・前払金保証・中間前払金保証）	西日本建設業保証（株） 東日本建設業保証（株） 北海道建設業信用保証（株）

●運用開始日について

令和6年3月1日以降に締結される契約について適用し、同日前に締結した契約については、従前の例（書面）によります。

●手続きの流れ

○手続フロー

